



島根県報

平成24年2月7日（火）

第2,364号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額の
一部改正 （雇 用 政 策 課） 2

【公 告】

都市計画事業変更の認可 （下 水 道 推 進 課） 2

【特定調達公告】

島根県教育センター研修用コンピュータ機器等に係る一般競争入札の相手方等 （教 育 セ ン タ ー） 2

【公安規則】

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一
部を改正する規則 （警 察 本 部） 3

告 示**島根県告示第73号**

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額（平成12年島根県告示第220号）の一部を次のように改正し、平成24年3月31日から施行する。

平成24年2月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2号の表中「、金属研磨仕上げ」、「、製材のご目立て」、「、竹工芸」、「、ガラス製品製造」、「、れんが積み」、「、コンクリート積みブロック施工」及び「、建築図面製作」を削る。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画変更の認可の告示（平成24年中国地方整備局告示第8号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成23年2月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画及び宍道都市計画下水道事業
宍道湖西部流域下水道

2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

出雲市大津町 出雲県土整備事務所

4 事業地**(1) 収用の部分**

昭和56年建設省告示第212号、昭和61年建設省告示第981号、平成元年建設省告示第1083号及び平成5年建設省告示第618号の事業地のうち出雲市東園町及び大島町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

昭和56年建設省告示第212号、昭和61年建設省告示第981号、平成元年建設省告示第1083号及び平成5年建設省告示第618号の事業地に出雲市東園町及び大島町を加える。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成24年2月7日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

1 件名

島根県教育センター研修用コンピュータ機器等 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県教育センター 島根県松江市内中原町255番地1
- 3 落札者を決定した日
平成24年1月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社中国支店 広島県広島市南区段原南一丁目3番53号
- 5 落札金額
52,315,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成23年12月9日

公 安 委 員 会 規 則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年2月7日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

島根県公安委員会規則第2号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表松江警察署乃木交番の項位置の欄中「松江市浜乃木五丁目」を「松江市田和山町」に改める。

附 則

この規則は、平成24年2月10日から施行する。